

美濃加茂市地域公共交通活性化協議会規約等の改正について

○協議内容（1）

「美濃加茂市地域公共交通活性化協議会規約」について以下のとおり改正してよろしいか。

美濃加茂市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表	
新	旧
<p>(分科会)</p> <p>第9条 協議会に第3条第5項に規定する所掌事務に関し、運賃及び料金等に関する協議を行う分科会を設置する。</p> <p>2 分科会に属すべき委員は、美濃加茂市長及び第4条第1項第1号から3号の者とする。</p> <p>3 前項に掲げる委員のほか、他の自治体への乗り入れ等に伴う運賃を協議する場合、関連する自治体の職員を分科会の委員とすることができる。</p> <p>4 第2項及び第3項に掲げる者は、第1項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 分科会における当該協議（変更を含む）が調った事項を国土交通大臣に届け出し、当該運賃及び料金等を定めるものとする。</p>	<p>(分科会)</p> <p>第9条 協議会に第3条第5項に規定する所掌事務に関し、運賃及び料金等に関する協議を行う分科会を設置する。</p> <p>2 分科会に属すべき委員は、第4条第1項第1号から3号の者とする。</p> <p>3 前項に掲げる委員のほか、他の自治体への乗り入れ等に伴う運賃を協議する場合、関連する自治体の職員を分科会の委員とすることができる。</p> <p>4 第2項及び第3項に掲げる者は、第1項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 分科会における当該協議（変更を含む）が調った事項を国土交通大臣に届け出し、当該運賃及び料金等を定めるものとする。</p>

○参考

美濃加茂市地域公共交通活性化協議会規約

第4条 協議会の委員は、美濃加茂市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 公共交通事業者等

(2) 市民又は地域公共交通の利用者の代表者

(3) 岐阜運輸支局長又はその指名する者(1) 公共交通事業者等

略)

裏面に続く

道路運送法

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条

略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

略)

○規約全文

【資料 3-1】美濃加茂市地域公共交通活性化協議会規約

○施行年月日

令和 8 年 3 月 13 日 (金)

○協議内容 (2)

「美濃加茂市地域公共交通活性化協議会の報償費、費用弁償等に関する規程」について以下のとおり改正してよろしいか。

○修正事項

規定内の規約番号訂正。内容に変更なし。

○規約全文

【資料 3-2】美濃加茂市地域公共交通活性化協議会の報償費、費用弁償等に関する規程

○施行年月日

令和 8 年 3 月 13 日 (金)